二次性骨折予防継続管理料について

当院では、骨粗鬆症の治療による二次性骨折の予防を推進するため、該当患者さんへ「二次性骨折予防継続管理料」を算定しております。

患者さんの状態に応じて、医師が適当だと判断した場合に限り、28日以上の長期処方を行う場合がございます。